

◆ 北名古屋市権利擁護センター

北名古屋市権利擁護センターは令和4年4月1日に市役所高齢福祉課内に事務局を設置し成年後見制度の「中核機関」として事業を開始する。

認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でない方々の権利擁護をするため、成年後見制度を中心とした専門的な相談支援を行っている。

「中核機関」の具体的機能 ※成年後見制度利用促進基本計画より

- | | |
|----------------|-----------|
| ① 広報機能 | ② 相談機能 |
| ③ 成年後見制度利用促進機能 | ④ 後見人支援機能 |
| ⑤ 不正防止効果 | |

○ 北名古屋市権利擁護センターの取り組み

① 広報機能

- ・ リーフレット作成、配布
- ・ 権利擁護センター講演会を開催

【権利擁護センター講演会開催内容】

R4年度	演題：自分らしい老後を送るために～ホームロイヤーの勧め～
R5年度	演題：成年後見制度とエンディングノート
R6年度	演題：将来に備える！！「任意後見制度」 日時：10月11日（金） 13:30～15:00 講師：特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田敦子 氏

- ・ 出前講座の実施 … 演題：成年後見制度ってなに？
講師：権利擁護センター職員

② 相談機能

- ・ 東庁舎1階高齢福祉課内に事務局を設置。随時窓口相談に応じる。
また、権利擁護に関する必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人や機関からの相談に応じ、情報を集約している。

【窓口相談対応件数】

R4年度	7
R5年度	36

… 主に成年後見制度について、相続について

… 主に成年後見制度について、身元保証について

③ 成年後見制度利用促進機能

【成年後見制度利用者数（家庭裁判所資料より）】 ※各年12月31日現在

	後見	保佐	補助	任意後見
R 3	44	15	1	4
R 4	44	13	4	5
R 5	45	16	4	6

【北名古屋市の成年後見制度首長申立て数】

R 3 年度	2	…内訳：認知症高齢者 2 件
R 4 年度	0	
R 5 年度	1	…内訳：精神障害者（高齢者）

【北名古屋市成年後見制度利用支援事業利用者数（認知症高齢者分）】

R 3 年度	0
R 4 年度	0
R 5 年度	2

- ・ 権利擁護ケース検討会議（年 4 回開催）
専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、地域包括支援センター、社会福祉協議会）を構成員とし、権利擁護にかかる個別ケースの支援方針及び支援に携わるチームに関することや成年後見制度の審判申立ての要否、後見人等候補者の選考及び受任調整に関すること等を検討する。
- ・ 専門職団体との協定締結
R 6 年 5 月に愛知県弁護士会、愛知県司法書士会と「成年後見制度利用促進に関する協定」等を締結し、連携できる体制を整えた。今後、愛知県行政書士会とも協定を締結する予定でいる。
- ・ 権利擁護ネットワーク会議（年 1 回開催）
権利擁護に係る地域連携ネットワークの構築や消費者安全確保に関することを協議する。

④⑤ 後見人支援機能・不正防止効果

- ・ 親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じることができるよう、権利擁護ケース検討会議等で体制は整えてはいるが、実績はなし。

◆ 日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的・精神障害を有する方などが安心して暮らすために、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等の援助を行う。各市町村社協が愛知県社協から委託を受け実施している。

【北名古屋市の日常生活自立支援事業利用者数】

R 4 年度	26	…内訳：認知症高齢者 9 件、知的障害者 7 件、精神障害者10件
R 5 年度	25	…内訳：認知症高齢者 7 件、知的障害者 6 件、精神障害者12件